

次期熱海市教育大綱（教育振興基本計画）施策の基本方針（案）

～国 教育振興基本計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）の施策体系及び施策目標に基づく基本方針（案）～

【教育基本法第 17 条】

政府は、教育の進行に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3】

地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

【施策の基本方針（案）】

1. 一貫して続く人口減少により、少子高齢化の進展が加速していく中、5 年後、10 年後の社会情勢等に対応して生きていくことができる力を育成していく。
2. 本市の就業・産業構造を踏まえ、熱海市が持続的に発展していく原動力、担い手となるよう、本市独自の公教育の取組みを進めていく。
3. 国における国際競争力の強化及び多くの業種における人材不足への対応としての外国人就労者等にかかる規制緩和の加速、また、インバウンドの誘致促進等により、国際的視野、コミュニケーション能力等の重要性がさらに増すことを踏まえ、グローバル人材の育成に力を入れていく。
4. 本市の産業構造等から起因する家庭環境や生活実態を踏まえた学習支援を進めるとともに、多様なニーズへの対応として特別支援教育の推進を図っていく。
5. 新学習指導要領の着実な実施が図られるよう、学習環境の整備や教職員の多忙化解消、さらには学校等の施設における学校教育の基盤整備を進めていく。
6. 高齢化の進展にともない生涯学習活動の重要性が高まっていく一方、人口減少及び人口構造の変化からコミュニティ力の減少が著しいことなど、学び活躍できる環境を整備していく。